

平成 24 年度第 3 回  
生活衛生關係營業等衛生問題検討会  
議事録

厚生労働省健康局生活衛生課

平成 24 年度第 3 回生活衛生関係営業等衛生問題検討会 議事次第

日 時：平成 24 年 8 月 8 日（水）16:01～18:09

場 所：厚生労働省 6 階 専用第 8 会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 旅館業における規制緩和について
- (2) まつ毛エクステンションについて
- (3) 建築物衛生法に基づく資格について

3 閉 会

○齊藤課長補佐 それでは、ただいまから第3回「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催させていただきます。

本日は、野口構成員、松浦構成員から御欠席の御連絡をいただきております。

加えまして、渡辺構成員が若干おくれている模様でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議事次第

座席図が3点

構成員名簿

資料1 「構造改革特区提案『田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和』に関する厚生労働省からの提案に対する兵庫県の考え方」ほか

資料2 消費者の安全衛生のためのまつ毛エクステンション技術者教育のあり方について

資料3 まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理（案）

資料4 建築物衛生法に基づく登録業者の登録要件として規定される従事者研修の改定について

参考資料1 平成24年度第2回生活衛生関係営業等衛生問題検討会議事録

参考資料2 まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について（平成20年生活衛生課長通知）

参考資料3 まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について（平成22年生活衛生課長通知）

参考資料4 エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

参考資料5 「消費者基本計画」の検証・評価と見直しについて

参考資料6 「まつ毛エクステンション協会連合会」加盟協会名

参考資料7 生活衛生関係営業等衛生問題検討会への眼科医の参画について（推薦依頼）

参考資料8 建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただきますようお願いいたします。

なお、本日の検討会は公開で行われておりますので、念のため申し添えます。

それでは、倉田座長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○倉田座長 どうも暑いところお集まりいただき、ありがとうございました。 それでは、今、事務局からありましたように、本日は「旅館業における規制緩和について」と「まつ毛エクステンションについて」、もう一つは、「建築物衛生法に基づく資格について」、この3つの議題につきまして御検討いただきたいと思います。

また、先ほど事務局からございましたように、構成員の入れかえは議題によって変わり

ますので、御協力をお願いします。

それでは、本日は、まず意見聴取ということをしまして、これは事務局からかな。

○齊藤課長補佐 御紹介いたします。本日は、意見聴取といたしまして、兵庫県企画県民部地域振興課課長の松本元生様、兵庫県丹波県民局県民室室長の雀部幸雄様に御出席をいただいております。

以上でございます。

○倉田座長 松本さんと雀部さん、遠くからありがとうございました。

それでは、資料1に御回答を提出いただきました。その説明をしていただこうと思います。よろしくお願いします。

○松本氏 それでは、資料1の1ページをちょっとごらんいただけますでしょうか。

前回、6月の第2回の検討会で、事務局の厚生労働省さんの方から提案というか、代替案というものをお示しいただきました、これについて兵庫県の考え方等を述べなさいということとして、私ども、持ち帰らせていただきまして検討した結果を1ページの方に記載させていただいております。

では、1ページに基づいて御説明させていただきます。まず最初に「結論」と書かせていただいておりますけれども、第2回の検討会で御提案のありました検討会提案というものにつきまして私ども検討させていただきましたが、結論から言いますと、非常にハードルが高いということで、こちらで御提案いただいている内容でありますと、私どもが提案させていただいている特区提案の事業者が実質的には対象とならないということになってしまいます。それでは私どもの提案している意味がなくなってしまいますので、非常に残念ですけれども、本県といたしましては、この提案は受け入れられないというのが結論でございます。

なぜなのかというのをその下の方からちょっと記載させていただいているので、2の「検討会提案及びそれに対する本県の考え方」について御説明させていただきます。

まず、御提案のありました中で、①、②、③と3つの要件を御提示いただきました。それについて私どもの検討結果を記載させていただいております。

まず要件①でございますけれども、これは対象とする事業者を認定NPOに限定するということでございました。前回、6月にこの御提案があったときに、私の方から、認定NPOに限定する理由は何でしょうかという質問をさせていただいたところ、事務局の方から、事業活動の適切性が担保されるためだという御回答がございました。

これにつきまして、私ども検討させていただいたのですが、やはり認定NPOに限定されてしまふと非常にハードルが高くて、まず、今私どもが提案させていただいている特区を活用した事業をやろうという方々はほぼ対象外になってしまいます。事業活動の適切性が担保ということは非常に大切なことと認識しておりますけれども、それであれば、私どもが提案しております、もともと事業者が実施計画を市に提出して、市がその内容を県とともにチェックし、問題がなければ認定するというやり方をしたいと提案させていただいてお

りますけれども、その手続の中で事業者の適性についても十分判断できるのではないかと考えております。

それから、要件②でございますけれども、これは建築基準法の旅館営業としての構造基準を満足するようにしなさいという提案でございました。これにつきましても、前回の御提案があったときに、なぜ簡易宿所ではなくて旅館営業という基準を求めるのかという御質問をさせていただいた折に、それは防災上の安全・安心を確保するためですよ、こういうお話をございました。

確かに非常に大事なことと我々も考えておりますけれども、旅館営業の構造基準を満足しようとしますと、御提案のあったように、非常用照明、あるいは準耐火構造というための仕切りが必要になるということで非常に経費負担が増大になる、つまり、建物を改修しなくてはいけないということになります。

そもそもそこがネックになっているということもあって、農家民宿と同様の規制の特例をお願いしたいというのが私どもの特区の提案の趣旨でございましたので、それがうまくいかなければなかなか事業すること自体が難しいという状況になります。

ただ、防災上の安全・安心というのは非常に大事だということは私どももよくよく存じておりますので、これも同じように、事業者が市に実施計画を出していただいて、それを認定する際に、例えば消防署等の協力も得て、その内容が防災面を含めて安全が確保されているのかどうかということを確認させていただくことで、防災上の安全・安心の確保ということができるのではないかと考えております。

それから、要件③でございます。これも、旅館業の旅館としての基準に基づいて、例えば玄関帳場等の設置、こういった防犯、衛生措置を講ずるという条件でございました。これにつきましても、前から御説明させていただいているように、不特定多数の方が泊まるということではなくて、私どもが提案させていただいているものは、伝統工芸の体験をする、あるいは農業体験をするということで、単に泊まりに来る人ではなくて、そういう体験者がその伝統工芸の方の自宅に泊まったり、あるいは空き家に泊まったりということを想定しておりますので、全く不特定の多数の方が出入りするということではないと我々は考えておりまして、先ほどからも何度も御説明させていただいているが、実施計画を出していただく段階で、当然、必要な基準についてはきちんと確保させていただく。当然、勝手に家に入ったりということはありませんので、面接もきちんとさせていただける状況は当然求めていくということであれば、玄関帳場の設置までは不要ではないのかと考えております。

また、本特区提案はあくまでも農家民宿と同等の規制緩和ということでござりますから、簡易宿所を前提として考えておりました。簡易宿所の場合は、旅館業法の施行令を見せていただいても、玄関帳場の設置は義務づけられてないという状況でございますので、そういう点から見ても、玄関帳場の設置まではしなくとも、十分、来られたお客様に対しきちっと面接するということは可能であると考えております。

以上のような検討結果に基づきまして、御提案いただいた提案につきましては、難しい、受け入れられないということになりました。前回もちょっと御説明させていただきましたけれども、いろいろ非常に難しい問題は多々抱えておるかと思いますけれども、この改革特区自体がそういう規制の特例を認めてやっていくという制度でございますので、何とぞ構造改革特区制度の意義、趣旨ということを御配慮、御理解いただいた上で、何とか私どもが提案させていただいた特区について認める方向で早期に結論を出していただきたいと考えております。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございました。ただいまの御説明、資料1につきまして、何か御意見、質問がありましたらどうぞ。

○伊藤課長補佐 厚生労働省健康局生活衛生課の伊藤でございます。

ちょっと1点だけ補足説明をさせていただきます。この資料1の5ページ目を見ていただけますでしょうか。こちらに「玄関帳場の設置義務について」ということで、簡易宿所の玄関帳場の設置義務について簡単にまとめてございます。

簡易宿所については、法令レベルでは設置を義務づけてはいないのですけれども、当時の厚生省生活衛生局長通知、衛生等管理要領で、「玄関、玄関帳場またはフロント及びこれに類する設備を設けること」ということで、玄関帳場を設けることで基準を置いております。

この点だけちょっと補足説明させていただきます。

○倉田座長 ありがとうございました。ほかに何かございますか。

どうぞ。

○松本氏 今、伊藤補佐の方から御説明ありました5ページの件ですけれども、非常に素朴な疑問ということで御質問させていただきたいのですけれども、確かに、補佐、御説明ありましたように、局長通知が出ているというのは私も存じ上げているのですけれども、施行令で義務づけてないということと局長通知で義務づけているということ、玄関帳場に関してのことですけれども、相反する内容になっているのですが、法令で義務づけてなければ、この通知をもって事業者の方にお願いはできると思うのですけれども、義務づけまではできないのではないかなど。法令と通知が相反した場合は法令の方が優先されるのではないかなど。つまり、玄関帳場を設置しろという例えば指導をするにしても、根拠がないのではないかなど非常に疑問に思ったのですが、その辺りの解釈というのはいかがなものでしょうか。

○伊藤課長補佐 今、法制的には施行令にはないのですけれども、衛生基準といいますか、旅館の方に変な人が入ったりしないようにとか、そういうチェックをすることが旅館業を営むのに必要だという趣旨にかんがみれば、こういった要領に基づいて設置することを基準として設けるということは必要だと考えております。

○松本氏 私ども、事業者の方といろいろ話をさせていただかなくてはいけないのでちよ

つと御質問させていただいているのですけれども、望ましいというのはよくわかります。設けていただいた方がいいのですよという話は言えると思うのですが、設けなくてはならないというところまで、言ったら行政指導という形で言えるものなのかな。逆に、「何を根拠にそこまで求めてきているねん?」と言われたときに、言えるのかどうか、その辺りの解釈だけちょっと教えていただければと思うのですが。

○堀江課長 本日もよろしくお願ひいたします。

この簡易宿所営業の施設構造の設備基準というのが決まっていて、それは政令で決まってございます。それで、その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合する等と書いてございまして、実際上の問題としては、都道府県あるいは一部の政令市になるのだと思いますけれども、対しまして、衛生等管理要領ということで、守っていただく基準、これを示させていただいていると。その中にこの玄関帳場の部分も入っているということをございます。

実は公衆浴場と旅館と一緒にになってございますので、具体的な基準、例えばおふろの場合はどうにしていったらいいだろうかとか、シャワー室の清掃はどうにしていったらいいだろうかというようなルールと一緒に、この玄関帳場のことについて、簡易宿所について基準を定めているという状況でございます。

あと、同じ兵庫県の方で、今年の3月までずっと議論してきました出石の方の町家・古民家について玄関帳場を要らないようにする、あれはまさに特区として実施していたものであったわけでございまして、出石の町家は実際には旅館ではなくて簡易宿所だったわけで、この衛生管理要領の部分に従って、もともとはそれを遵守するものとして玄関帳場を設けていたのですけれども、それについて代替措置を講ずることによって、この町家・古民家の場合には、その場所、古民家の中に玄関帳場を置かない方向を認めるという特区を行ってきていて、それについて、そういう代替措置が担保されることを前提に全国展開しようということで省令改正を行い、省令改正というのは旅館について省令改正を行い、かつ、簡易宿所についても同等の趣旨でございますという意味での通知を出させていただいているという状況でございます。

○倉田座長 よろしいですか。

○松本氏 趣旨はよくわかりましたが、改めて、実は事業者の方から、義務なのかと。普通、法令で定められていたら、法令に定められていますから、それを守っていただくのは、遵守していただくのは義務ですと、こう言えるのですけれども、政令上は義務づけられてないということであれば、やはりお願いの域を出ないと理解したらいいでしょうか。なぜなのかと問い合わせられたときにどう答えたらいいかということですけれども、そこだけ解釈を教えていただければと思います。

○堀江課長 基本的にはこれは遵守する衛生管理要領になっていますので、営業者さんがこれを遵守するものとして自治体の方から指導されるものという意味で、自治体の指導指針にもなりますので、事業者さんはこれによって指導されることになると思います。

あと、法令上それを義務とするのか、見るのは見ないのかという、事実上の話としては、今のように、事実上はルールになっていますけれども、法令上の義務かどうか、今初めての御質問でございますので、また後日、文書としてはお答えさせていただこうと思います。

○倉田座長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

○佐藤臨時構成員 1ページ、2番目の本県の考え方ということで、「本特区提案で想定している事業者はほぼ対象外となる」ということで、想定している事業者はほぼ対象外になるということは、対象事業者をほぼ特定しているということでございますので、前もちよつとお聞きしたことがあるかもしれませんけれども、その特定している事業者の名前を教えていただけませんか。どういうところなのか。

○松本氏 ここで書かせていただいている「ほぼ対象外となる」というのは、まず、認定NPO法人という限定をされましたので、認定NPO法人になるような方々はちょっと考えにくい、考えられないということから対象外になるという書き方をさせていただきました。具体的に誰々さんということではなくて、認定NPOというのは非常にハードル高いものですから、私どもが今いろんな話をさせていただいていることは、認定NPO法人になるまでの対象になるような方々ではちょっとないということで、対象外という書き方をさせていただきました。

○倉田座長 よろしいですか。

ほかにどなたか、御質問、あるいは御意見。

課長、どうぞ。

○堀江課長 先ほどもやりとりございましたようなことで、今日、兵庫県の方で3点書いていただいているうちの3つ目の部分は、伊藤補佐から補足させましたように、兵庫県の方も実際には衛生管理要領のことについては認識されているというのがあってのの話であることは共有できたのですけれども、この義務はないというものではないという認識でおります。

そうした上で、あと要件①と要件②があって、今回、要件①の方も提案させていただいて、ほぼ対象外。今、佐藤委員の方から言われたように、こことこことここですと言わると、出石の町家・古民家のような例と同様に、少し議論の焦点も絞れるのですが、その上で実施計画の認定で同等の監督がきますという話もあるなら、なぜそれができないのかというのがちょっと気にはなるところです。そこはちょっと置いておきまして、コメントとして。

要件の②の方ですけれども、これも、実施計画を認定の際に同等の安全性確保を確認しますということなので、それでしたら旅館基準で適用していただいたらいいだうとも思うということとともに、これは建築基準法の特例を認めるかどうかというところに至るのだと思います。

ここは、前回、厚生労働省というより衛生問題検討会としての御提案として出したもの

でございまして、その後私どもの方で国土交通省の方にも少し聞いてみると、農家民宿の場合には自宅で行うというのが前提にあったということで、今回の場合は、空き家を借り受けるというものが一つの典型になっているわけでございまして、農家民宿と同等の扱いをするのは極めて困難だと聞いてございます。

むしろ空き家を使うのだから、そこはまさに自宅ではないではないかということでございますし、とりわけ、昨今は各地でホテル火災の事例が相次いでいるといったような情勢を踏まえますと、なかなかそここの緩和は困難なように今の時点でお聞きしてございまして、ここはなかなか、かわりは市役所の方で認定しますというだけでは難しいように認識してございます。

○倉田座長 ほかにはいかがでしょう。

○松本氏 今の課長の方からのお話の件で、ちょっと1点確認だけさせてください。

資料1の1ページの一番下の枠組で私どもが提案させていただいた特区の概要を書かせていただいております。その中で、事業者という欄で①、②とあります、②は、今、課長お話しのとおり、空き家を活用したNPOということですが、①の方は、丹波は丹波焼きという伝統工芸品がありますが、この製造事業者が製造体験していただく方を泊めると。

ここは、前回もちょっと御説明させていただきましたが、基本的には、窯があるところで、窯を入れられたらずうっとその近くにいないといけないということもあって、基本的には自宅を想定しております。窯元といいますか、窯を持っておられる、伝統工芸をやっておられる方の自宅に泊まつていただいて製造体験をしていただくということでござりますので、今のお話ですと、①の伝統工芸の製造事業者の場合は、自宅が前提なので、今の要件②の建築基準のところは、農家民宿と同様に、規制の特例を考えていただけると理解してもいいのでしょうか。今後の話もありますので、その辺り、ちょっと御解釈いただければと思います。

○倉田座長 事務局、いかがでしょう。

伊藤さん、お願ひします。

○伊藤課長補佐 今の点については建築基準法の解釈にもなってきますので、今この場で私どもの立場でどうこう言える問題でもないと思うのですが、ただ、この伝統的工芸品の製造事業者については、そもそもこういったものについて簡易宿所として認める必要性があるのかどうかというところ、まずそこが議論になっていたと思いますので、この丹波焼きの方については、まず本当に簡易宿所として規制を緩和しなければいけないのではないかと、その議論が先行することになるのかなと思います。

○堀江課長 あと、前回の検討会提案というところでも議論がありましたけれども、工場で旅館業を営む必要性、かつ、そこに33m<sup>2</sup>未満の施設というのがあって、かつ、横で火をたきながら安全性を確保するというこのパターンが明確にならないというところがございます。農家の場合だと、農業をやる場所は外の場所ということで、中は自宅になっているわけですけれども、もし理解が間違っていればまた御指摘いただきたいのですけれども、

いわば工場に33m<sup>2</sup>未満の場所があって、そこに自宅と同様の規制猶予をかけよというのは少し、こここの場所でこうですと言われて、これなのでできますという話があればともかく、一般的に言えば通常のルールがかかるということではないかということがあつて、前回、33m<sup>2</sup>未満の施設の現実性がちょっと不明ですというような位置づけで、この提案は不適切ではないかという検討会からの提案の前の結論になつていて考えてございます。

○倉田座長 よろしいですか。

○松本氏 ということは、①の件については、実際にどこどこの誰々さん、こういう場所なのですが、こういう具体例があれば、それをもとにまた検討が可能となるという理解でよろしいでしょうか。

○堀江課長 それはそれで議論としてはあり得るのだと思いますけれども、しかし、この話、もう1年やってきていて、今の時点になって、特定の方がやるけれども、どうでしょうかと言われても、どんなものだろうかと。その具体的な施設の明示については、この検討会で随分明示してくださいというような議論がなされて、最近、課長さん来られてから話は随分しっくりとかみ合うようにはなってきたのですけれども、半年ばかり、議論が有益なものにならなかつたというところがあるのではないかと思います。

○倉田座長 ほかにいかがですか。

今まで、この検討会では構造改革特区第18次提案における兵庫県からの要望事項を議論してきたわけですが、前回の検討会で、これまでの検討会における審議の結果を踏まえまして、本検討会としては、一定の要件を満たせば、簡易宿泊営業許可を特区として認めてはどうかという提案をしたわけです。しかし、兵庫県さんにおかれましては、この提案につきましては受け入れられないという結論的回答をいただきました。

本日、再度審議を行つたわけですが、やはりこの状態だと受け入れられないと我々は認識するわけですが、これまでの議論を踏まえまして、宿泊者の安全確保を優先するという立場から、先ほど課長が説明いたしましたようにすれば、検討会としては、防火装置を行わず空き家を宿泊施設にしようという兵庫県の提案につきましては、まず認めることは困難ではないか。先ほど課長からの、国土交通省の考え方もいろいろあると思うのですが、この趣旨につきまして事務局に見解の案を準備してもらいました。配付してもらえますか。

(「兵庫県からの第18次特区提案に対する見解（案）」配付)

○倉田座長 それでは、「兵庫県からの第18次特区提案に対する見解（案）」につきまして、事務局から説明をお願いします。一枚紙ですね。

○伊藤課長補佐 それでは、説明させていただきます。この見解の（案）でございますけれども、この四角の中が前回の検討会としての提案でございます。この下に①、②、③ということで、認められないということについての理由が記載されていますので、簡単に説明したいと思います。

まず、1番目のところ、認定NPOの必要があるというところですけれども、法令での特例を受けるためにはそれなりの資格が必要ではないかということがあります。NPO法人とい

うのも、結構社会的に問題になる行動をとるNPOもあるものですから、やはり法に基づいた、しっかりした監督制度を適用できる資格が必要だと思います。

兵庫県さんの方で、市の方に計画を提出して認定することによって確保できるのではないかというような御提案もあったのですけれども、法的にこういうスキームは法律上は用意されていないと思いますので、やはりNPO法に規定してある監督制度に基づいて監督を及ぼす必要があるのではないかと思います。

それから2番目ですけれども、こちらも、先ほどの議論でありましたけれども、農家民宿と違って、他人の空き家を旅館として利用するということですから、農家民宿は自宅であったということが前提ですけれども、そこは前提が違うのではないかと。

それから3番目、こちらも議論があったとおりですけれども、やはり宿泊者の安全性の確保というのが大事なのではないかと。とりわけ、各地でホテル火災が相次いでいるような情勢を踏まえると、規制緩和を認める理由というのはハードルが高いと思うのですけれども、その立証はちょっとなされなかつたのではないかというのが議論の趣勢だったと思います。

以上のことから、このような見解がまとめられたということでございます。

○倉田座長 ただいま説明受けたこの見解について、御意見、あるいは質問等ありますか。

○大井田構成員 見解（案）で私は結構だと。かなり緩和を目指していると思いますが、絶対譲れないところは無理だと思いますので、この（案）に賛成いたします。

○倉田座長 ほかにいかがでしょう。

どうぞ、課長。

○堀江課長 先ほど兵庫県の方からも重ねて伝統的工芸の部分についての話がありまして、そこについて、このペーパーの記述が少し不足しているかなということもございますので、もし私から追加させていただくとすれば、文言は座長と調整させていただきますけれども、2番のところで、本件は農家民宿と異なって、自宅として扱うことが困難ですと。ここは空き家についてまず書いているところですから、それに加えまして、伝統工芸品の製造事業者について、自宅としつつ旅館業を営もうとすることについて、工場に建築基準法の例外を設けても安全性を確保できるとは考えられないということを追加した方が、兵庫県の方で、これだったらどうだろうというところの迷いが、疑問が薄くなるかなとは思います。

○倉田座長 課長の説明が入った方がわかりやすいでしょうね。

ほかに何かございますか。

もしなければ、今、説明がありましたように、本検討会では兵庫県の提案については認めないという見解を出して、これを結論としたいと思います。どうしてもいろいろありますれば、また事務局の方にいろいろ提案していただくしかないかと思うのですが、今回の提案の問題に関しましては、これにて一応議論を終えるということにしたいと思います。よろしいですか。

では、そのようにお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、兵庫県さんにおかれましては、旅館関係者の皆様、これまでの審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。更に御議論もあるかと思いますが、それにつきましては、またいろいろ御検討いただいた上で、もし厚生労働省として議論が必要ならば、そのときにまた改めてということにしていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、旅館業関係に関する議論はこれで終わりまして、委員の方を交代したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(旅館関係者退席)

○倉田座長 続きまして、「まつ毛エクステンション」につきまして、本日は関係者からお話を伺うこととしております。

初めに、事務局から出席者の紹介をお願いします。

○齊藤課長補佐 本日は、鈴木臨時構成員から、御都合により欠席の連絡をいただいております。また、消費者庁の黒田オブザーバーからは、急遽、業務の都合により欠席と連絡がありましたことをお伝えいたします。

それでは、出席者の御紹介をいたします。

本日は、意見聴取といたしまして、日本まつ毛エクステンション事業者連絡協議会代表理事、安藤幸男様、一般社団法人NEA日本まつげエクステ協会理事長、柿崎暁様、一般社団法人日本アイリスト協会本部認定講師、切石まみ様の3名の方に御出席をいただいております。

御紹介した3団体の方々には、以前も当検討会で意見聴取しておりますが、今回、多くの団体が参加しているまつ毛エクステンション協会連合会に相談し、出席をいただいております。

なお、各団体への医学面でのアドバイスを行っている医師の方からの当検討会における説明を求めてまいりましたが、本日も御出席いただいておりません。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございました。

それでは、最初に安藤様から、資料2について説明をお願いします。

○安藤氏 安藤でございます。

皆さんのお手元に資料2ということでお配りさせていただいていると思います。すべてを読み上げるということではございませんが、簡単に、思ったところだけ御説明させていただきます。

まず1枚目ですが、昨年からこの検討会というところでエクステンションが議題として取り上げられて、都度、その内容について我々が聞いてまいりましたし、また、この場で御発言させていただいたという中で、大きくは、構成員の皆様から御指摘、あるいは御注意といいますか、そういったものをお伺いしている中で、大きな問題点として以下の4点ということでまとめさせてもらっております。

まず1番目が、エクステンションというものに対する授業時間といいますか、技術論、あるいは学科等を含めて、あるいは医学的知識、その他について、美容学校様との対比でございますが、2,000時間と100時間の比較論、非常に短いのではないかという御指摘がその都度ございました。

もう一つは、これは特に福下先生の方からの御指摘が多かったのですが、目の周りの技術というところから、やはり教育としてはまだ完全ではないし、十分な時間が確保されていないのではないかという御指摘がございました。

それと、医学的知識、衛生管理、疾患に関する知識、あるいは目に関する知識として、先ほど司会の方からもお話がありましたが、専門医といいますか、医師からの監修というのが少ないのでないかという御指摘。

それと、最後ですが、この業界、まだまだ統一して教育しているとかそういうことではなくて、団体組織として単一の行動が見られるよということ。

細かいことを挙げましたら切りがないのですが、大きくはこの4点が皆様方からの御指摘と我々は認識しております。

それにつきまして、エクステンションをよりよい業界とするためにどのように我々は改善していくべきかということにつきまして、御提案というレベルで今日は御説明させていただきたいと思います。

まず1つ目、「美容師養成カリキュラムに準ずる教育の導入」と取り上げさせてもらっておりますが、このまとめのものは4ページ目の表1で集約しておりますのでごらんになっていただければと思いますが、エクステンションをやる上でも、人の体にさわるというか、実際はさわらないのですが、目の周りとか、あるいは皮膚にも近いというところであれば、やはりそれなりのカリキュラムというものは、今で言うところの美容師を養成している美容学校の中でそういったカリキュラムがありますので、ほぼそれと同等のものはやはりエクステンションをやろうとする技術者には求められるのではないかと考えております。

2つ目、目とか目の周囲に関する教育ということにつきましては、これは美容学校の中では入ってないのですが、これも改めてそういう中に入れていくつ、なつかつ、専門医の方の監修がなされたらもっと理想だなあと考えております。

そういうことを考えると、先ほど説明した、巻末の方にあります教育カリキュラム、これは我々の教科書の提案といいますか、これをやることではなくて、あくまでも考える方向性として御理解いただければと思います。何が何でもこれをやるのだというのではなくて、むしろ項目の中身そのものについても論議いただきたいし、あるいはそれにかかる時間、所要時間についても、果たしてこの時間でいいのかどうか、こういったものを含めて論議させていただければと思っています。

それと、何といっても業界そのものはまだ、各協会が緩やかな横のつながりはあるにしても、きっちとした教育論とか技術論で統一化しているわけではありません。むしろ逆で

あって、むしろこのような場でそういったものができ上がって、我々業界がそれにならっていくという仕組みの方が理想ではないのかということで、これを機会に、これをたたき台として業界を御指導いただければと考えております。

前々から各メンバーが参加のたびにいろいろお話しさせていただいていると思うのですが、美容の技術とまつ毛エクステンションの技術というのはやはり異質だと考えます。これは枝折先生も御認識だと思いますが、美容師資格がイコール安全ということではなくて、今はたまたまその制度があるからそこで準じようねということですが、美容師という資格を前提とした第二段階、その中でエクステに特化したという議論もあると思いますが、エクステンション技術を目指す、それだけを目指す人に現行美容師資格ではちょっと過大な要求になるのではないかというのが我々の意見でございまして、まず第一義として、消費者の安全性確保、それと技術者の働く場の確保という両面から考えますと、エクステンションに特化したり、あるいはマッチしたきちっとした法的規制というのが絶対必要だというのが我々の意見でございます。

先ほど言ったように、すべて何でもかんでも我々業界が決めていくことになれば、皆さん方が過去に御発言されていると思いますが、我々がやってもしょせん民間なのですね。それでなくして、やはり公的な、あるいは厚労省様とか関係の皆様方といろいろ我々も一緒に協議していく、いろんな中で制度ができて、単体の協会とか業界で運営するのではなくて、むしろ公的なところできちっとした形で運営されるのが一番望ましいし、そうすれば我々の業界もそれにならってついていけるのではないかと考えておりますので、この検討会、今後続くとすれば、その辺の実務的なところにきちっと踏み込んでいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○柿崎氏 NEA日本まつ毛エクステ協会の柿崎暁と申します。

内容に関しましては、私も、先ほど安藤さんの方から言われた内容と全く同じ考え方を持っています。

以上です。

○切石氏 日本アイリスト協会本部認定講師の切石です。よろしくお願いします。

お配りしている写真つきの資料を見ていただくと、一般にこのように、技術不足、あと知識の不足による一般消費者からのクレームだったり、こういう危険性が多い施術をされているところもあるということで、そういった面で、まつ毛エクステンションはまつ毛エクステンションに特化した技術者養成のカリキュラムを必要とすると思います。

今現在、美容学校では、2,000時間の授業内容で美容師の国家資格を受けるのですが、そのうちの約950時間がまつ毛エクステには全く関係のないパーマネントウェーブであったりカットの技術になります。そういう技術を習得しないとまつ毛エクステができるないというのはちょっと疑問に思いますし、そういう時間を使うのであれば、まつ毛エクステの技術を練習しないと、人の目元をさわる仕事ですので、こういった技術不足になっていくのが現状です。技術の向上をしないと必ず危険なことが起こってき得るので、そのかわり、

正しい技術、知識を習得すればきれいに施術することもできますし、安全性の高い施術をより多くの消費者に提供することができると思います。

あとは、私は今、日本アイリスト協会の本部認定講師として、全国で毎月開催されている検定試験をジャッジさせていただいているのですけれども、今のところは、協会がつくった安全基準を第一に民間の検定試験を行っています。まず、安全性を第一に、正しく装着ができているか、衛生基準はどうなのかというところを見ています。そういった上で、美容師免許を持っている方も持っていない方も、今現在は検定試験を受けられて、みんな学ばれています。

その中で1つすごく疑問に思うのが、やはり手荒れの問題なのです。まつ毛エクステは目元をさわります。まぶたの周りにテープを張ったり、消費者の目元をさわるところです。どうしてもさわらないと施術はできませんし、そういった部分で、全員ではないですが、ひどい手荒れをされた美容師さんというのが、いつも見ていて気になるところで、衛生的にそれはやはりよくないということをいつも思っているところです。

手荒れをして、がさがさで、まずその手で目元をさわっていただきたいと思う消費者がいるのかということも疑問ですし、また、毎回一人ひとりに、手洗い、手指消毒を徹底して行っているのですけれども、そういった中で、手荒れであかぎれみたいになっていたりすると、その場がしみたりとか、アルコール消毒が不十分という方もいらっしゃいます。そういう意味でも問題は大きいですし、また、手荒れであかぎれになって出血している場合、血液がついている器具に関しては徹底的な消毒、これは衛生でもそうですが、濃度を一般の消毒よりも濃くしたり、あと、破棄できるものは破棄するというふうに徹底づけているのですが、施術者の手に血液がついているというのは、まつ毛をさわるアイリストとしてはふさわしくないのではないかと思います。

そういう意味でも、髪の毛を切る美容師さんとまつ毛エクステンションをする美容師さん、勿論、どちらの資格を持っている方がいても当然だと思うのですけれども、そういう入り口をまずしっかりと2つに分けていただく方向性で、まつ毛エクステに特化したカリキュラムをきっちりと提案してつくっていって、今後、消費者のより安全を築いていきたいと思います。

今のことについて何か質問がありましたら受けさせていただきます。

○倉田座長 今、3人の方から説明がありましたが、何か補足ありますか。

それではお聞きしますが、皆さん、質問、御意見ありましたらどうぞ。安藤さんの説明された資料を含めまして。

○渡辺構成員 まつ毛エクステンションの健康被害の写真を見てみると、目の障害、皮膚の障害というのがあるわけですね。結局、美容師さんは2,000時間の教育を受けて、国家試験があって、美容師免許を取っている訳です。美容師の教育は、皮膚がメインであって、目のところが足りないので、美容師免許があればまつ毛エクステンションが可能というわけではありません。そのため美容師さんの免許を有した上の2段階としてまつ毛エクステ

ンションがあるというのが常識的な考え方だ僕は思うのです。

つまり、医師免許があれば、どの科を標榜してもいいのですが、その後、外科に行ったり皮膚科に行ったりと専門分野に分かれるわけですから、最低限の皮膚の衛生とか皮膚の構造などをまず理解した上で、目の教育を行うのが良いのではないでしょうか。目というのは失明などのリスクもありますので、美容師免許というバックグラウンドがあって2段階でやるのが一番いいと思います。美容師免許を持たずにまつ毛エクステンションを行うのは、医師免許持たずにいきなり皮膚科のトレーニングをすればよいのではないかと同じで発想で、それは暴論だと思います。

○倉田座長 ほかにいかがですか。

○三浦臨時構成員 こんにちは。三浦です。

毎度毎度、経験を常にしているということでお話しさせていただくと、何点か、エクステンション協会連合会さんの方で出された御提案書の中にもちょっとお聞きしたい部分があることと、それから、先ほど切石さんがおっしゃった美容師さんのお話、現場のお話ですね。それを分けてお話ししたいと思います。

まず1点目、この御提案書についてなのですけれども、3ページのパラグラフ3つ目、一番最後のところですが、「消費者の安全確保のため、また、技術者の就業機会の確保のため」、これ、横並びにされるとすごく困ってしまうなという感じがします。就業機会の確保というのは安全確保と全く違う話として、資格を緩やかにして、より多くの若い方、私も若い人に施術してもらっているのでわかりますけれども、就業機会の確保というのは、こここの検討会の議題、提案の中に入れるのはいかがなものかなあとと思いました。ここはあくまでも生活衛生の場面でございまして、ここは切り離して考えていただきたい。勿論、バックグラウンドとしてはそういうことがあるということは重々私どもも理解しているつもりですし、大事な話だとは思いますが、この書類の中で横並びさせることが適切とは思っておりません。

それからもう一点は、4ページ目、これは枝折先生の方が御専門ですので後からいろいろなお話があるかと思いますけれども、日ごろ受けている側からすると、一番心配なところというのは、今まだおやりになってない養成カリキュラム案の中にあるものですが、4番目の美容の物理・化学のところですね。美容師の養成カリキュラムは90時間あって、例えばパーマ液とか、要するに溶剤などについての物理・化学のお話を90時間やっておられる。しかし、ここでは10時間とあります。やってもらって一番不安なのは、直接オフするときの揮発性のあるものですね。あれなんかは、どういう人のどういう皮膚に対してその揮発の、メーカーによっても違うでしょうし、かげんがどのぐらいなのか、例えばアレルギー反応が起きたときにはどのようにするのかとか、この辺はすごく大切なところだと思うし、まぶたに直接触れてやってもらうものなので、この接着剤の部分も重要ですね。今は特に、とれません、とれにくいということをうたい文句にしているサロンも増えてきています。

そのような施術にふさわしいカリキュラムかどうかはすごく大事なところかなあと。物

理・化学といつても、難しいところといろいろあると思いますけれども、ここはちゃんとやつていただきたいなあと。素人目でも、ぱっと見、ここはまずいのではないかなあ、余りにも時間数が足りないと思いました。

それから、まとめて言ってしまうと、さっき切石さんがおっしゃっていた、美容師さんに手荒れがある、あかぎれのような美容師さんがそのまま施術のときに触れられるのはとおっしゃっておりましたが、勿論そういう方もいらっしゃるでしょう。私の行っているサロンはほとんど美容師さんの資格を持っているサロンですが、余りそういう方はお店にはいないですね。逆に、こういうのはむしろ店舗ごとにきちんと徹底してもらいたいというか、徹底するのが常識ではないでしょうかね。

だって、施術される側がそんな手でやってもらうというのは嫌だと思うのですね。それは消費者としては大半がおっしゃることだと思うし、そういうお店もあるのかもしれないけれども、むしろそれは美容師さんの資格を持っていて、薬剤で手荒れをしているなら、その人がそのままやるのはどうかということです。それはそのサロンできちんと徹底してもらいたい話ということで、美容師資格が云々という話とは論点が違うかなと。

以上です。

○倉田座長 体験談に基づく非常に現実的な話、ありがとうございました。わかりやすくて、参考になりました。先ほど言いましたように、切石さん、まつ毛の方からと、それから美容師の方からとありますが、先ほどこちらでお話しされたように、医師免許証というのは6年間かけてやりますね。その上に研修の期間が2年間あって、全般的なことですね。その上に専門性のところで、短いところは4年とか6年とか、場合によっては更に年をかけることがあります、それで、眼科の専門医とか皮膚科の専門医とか、内科に至っては十数つあるはずですが、外科まで含めますと40近くあるのではないかと思いますが、私は感染病理学の専門ですが、大井田先生は公衆衛生学とか、その前にまた何かやられていたと思いますが、その両方ごちゃごちゃやっているかというと、余りやらないですね。福下さんは眼科でしょう。では、専門医になるその何年間というのはとことん全身について、生理、解剖、それから病理、それから微生物関係の感染症も含めて全部やるわけですね。

そういう基礎があるから、ぱっと物事が反射的に、何を考えるか。この絵一枚見たときの、これは感染症あるだろうなといろいろ考えるわけですね。物理・化学物質による何かとか、これは違うなとか、いろいろ考える。それが、さっき言った美容師の期間の基礎的な話だと思うのですね。

ですから、どっちがどうでなくて、美容師の資格をとった上にこういう専門性を持ついいだけの話だと私はお聞きしたのですが、先ほど三浦さんから説明ありましたように、手が汚い人がやっている、それは手が汚い人がそういうものをやること自体がそもそもその分野でおかしいのでね。私が知っている眼科の先生ってみんな手がきれいですね。男も女も。こういう言い方、非常に失礼ですが、そんな汚い指で、脂がぎらぎらついてラーメンのにおいがするような指でこんなことやる眼科いないですね。

この問題につきまして、福下先生、ちょっと御意見を。

○福下臨時構成員 眼科の福下でございます。

この検討会がなぜ立ち上がったかということを考えていきますと、安藤さんは書かれていますけれども、消費者の安全性確保のためにいかにしたらよいかということだと思う。それを考えたときに、安全性、それはまつ毛エクステをする側がやはりそれなりの美容の専門家としてそれを行う。専門家というのは、何が起こっても、想定外のことというのはどんなときにでも起きてくるわけですね。その想定外の対応ができるかできないかというのは基礎的な知識がいかにあるかどうかと同時に、あと経験による技術的なものですね。

ところが、技術的なものは、医者もそうですけれども、1年生と10年、20年たったのとは違う。まつ毛エクステも同じことだと思います。基礎的なものは基礎のときにしっかりとやらないと、それはだめなのですね。その基礎的なものをしてことによって、更にその上積みを、その後の技術的なものをしながらそこに追加していく。

ということから考えていきますと、美容師の資格をとられて、すべてが優秀かどうかはどの世界でも同じことですけれども、2,000時間を勉強してきたということは決して無駄なことではない。それなりの基礎的な知識がそこに身についているわけです。更に、プラスにまつ毛エクステンション、または、今、顔をそるとかいろいろな話が、美容的なことが出てきていますけれども、基礎的なものの上に立ってまつ毛エクステ等の美容的なものをやはり考えていかなければいけないのではないか。個人的な意見になりますけれども、まつ毛エクステを仮に私が受けるとしても、やはりそれだけの基礎的な勉強をしてきた人にやっていただきたい。それは恐らく多くの消費者の共通した意見ではないかと思います。

先ほど三浦委員がおっしゃっていたように、技術者の就業機会の確保というのは、これはちょっと次元が違う問題で、今現在受けている方たちはまたそれなりの、美容師学校に行くことも道として開かれていると思いますので、まず、今、私たちは消費者の安全確保のために何をすべきかということで進めていきたいと思いますし、何度も言うようですが、私はやはり美容師という国家資格を持った上にすべき技術ではないかなと、検討会を通して考えております。

以上です。

○倉田座長 ありがとうございました。どうぞ。

○枝折臨時構成員 枝折と申します。

私こそ美容の方の代表として何回も出させていただいていますけれども、全国の中で、やはり東京というところは中心だろうと思って、今回、東京都衛生組合の方から資格認定制度というのもこの間にいただいております。これはただインストラクター、それから2級、1級制度ではなく、今言われたように、美容学校で本当の基礎、衛生面から、それから、つける技術、月日がたてば、1年2年3年やれば全然違いますね。そういう中で先生たちが勉強して、今、指導していますけれども、全国から見えております。そして、学校で、先生も言われたような基礎を勉強することが一番大切ではないかと思います。それか